

連帯はばたき

連帯ユニオン
関西ゼネラル支部
宣伝部

第86号
2025. 11

明るく・楽しく・元気に活動し、産業別労働運動を確立しよう！

産業別労働組合を認めようとしないう判決が下る！ 大津1次事件控訴審/大阪高裁

11月18日、大阪高等裁判所にて大津1次事件の控訴審判決が言い渡されました。これに先立ち、大阪高裁前の西天満若松公園では「大津第一事件控訴審勝利判決を！裁判所グルグル包囲デモ」が開催され、労働者・市民133人が集結しました。

集会の前段で裁判所に対して公正な判決を求めデモ行進。集会では、全港湾大阪支部・執行委員長が「コンプライアンスは労働者の命を守るものであり、労働組合として当たり前の活動だ。これを事件とし、罪に問うことは許されない」と訴え、有罪判決が出れば、企業が弾圧を利用するようになると警鐘を鳴らしました。その他、反彈圧京滋実行委員会、兵庫、東海の会など、各地の支援者や支援労組が連帯のメッセージを発しました。

コンプライアンス活動が有罪に

約20分遅れで開廷した控訴審判決公判では、大阪高裁・石川恭司裁判長は、一審の大津地裁判決を破棄し、関生支部・執行委員長に対し、タイヨー事件（恐喝罪）については無罪を言い渡しました。一方で、フジタ・セキスイ・日建・東横のコンプライアンス活動（威力業務妨害罪）については有罪とし、懲役3年執行猶予5年（一審は懲役4年実刑）の判決を下しました。執行委員を含む他の組合員3名の控訴は棄却されました（懲役3年から1年、執行猶予4年から3年）。判決は、コンプライアンス活動について「正当な組合活動と判断される場合もあるが、関生支部の今回の行為は生コン供給契約をアウトからイン（協同組合）に変えさせるための圧力行為だから、社会通念に照ら

してみても組合活動として正当と評価すべき程度を超えている」と判示しました。

不当判決に負けず運動を拡大する

判決後の報告集会で、弁護団の永嶋弁護士は、生コン支部委員長のタイヨー事件での無罪判決を評価しつつも、コンプライアンス活動が全て有罪とされた点を残念だと総括しました。

生コン支部委員長は、タイヨー事件での無罪は手放して喜ばないと述べ、コンプライアンス活動に無罪を出さなかった判決は、産業別労働組合の活動を全く理解していない、または認めない内容だと批判しました。委員長は、この判決が労働三権の解釈を縮小させる危機的な状況を招くと懸念を表明。その上で、運動を縮小することなく、最高裁に上告し、産業別労働組合としてゼネストや法令遵守の活動を拡大させていくとの今後の運動方針を提起しました。

最後に、関生支部・執行委員が、運動拡大の決意を確認し、「国賠訴訟」の控訴審も闘うとし、支援継続を呼びかけて本日の行動を締めくくりました。

【ゼネラル支部 執行委員長】



粘り強い行動の結果「勝利的和解」を実現！ W闘争

長きにわたり続いてきたW社を巡る労働争議が、ついに去る10月27日、決着を迎えました。組合員が当初求めていた職場復帰という形は残念ながら実現に至りませんでした。しかし、会社側が解決金を支払うという条件で合意が成立し、これは「勝利的和解」として問題の円満な解決となりました。

争議解決の背景には、組合側が今年4月以降に展開した集中的な行動が強く影響したと見られています。組合は、粘り強い運動によって会社側への圧力を高めてきました。

具体的な行動としては、W社屋前での火曜日デモが挙げられます。解決までの間に計24回も実施されたこの定例デモは、争議の存在を社会に知らせる上で大きな役割を果たしました。また、週に2回から3回という頻度で、宣伝活動やビラ配布といった地道な現場行動を展開しました。

これらの精力的な現場行動が継続できたのは、多くの支援者が連帯の旗を掲げてくださったからです。関西ゼネラル支部組合員をはじめ各支部役員・組合員のみなさん、さらには支援共闘の仲間のみなさんの継続的な参加と連帯行動が、長期的な闘争を支え、最終的な解決へと導くための大きな力となったことは言うまでもありません。ありがとうございました。



毎週火曜日開催のデモには多数の仲間が駆けつけた

争議を終え分会から一言

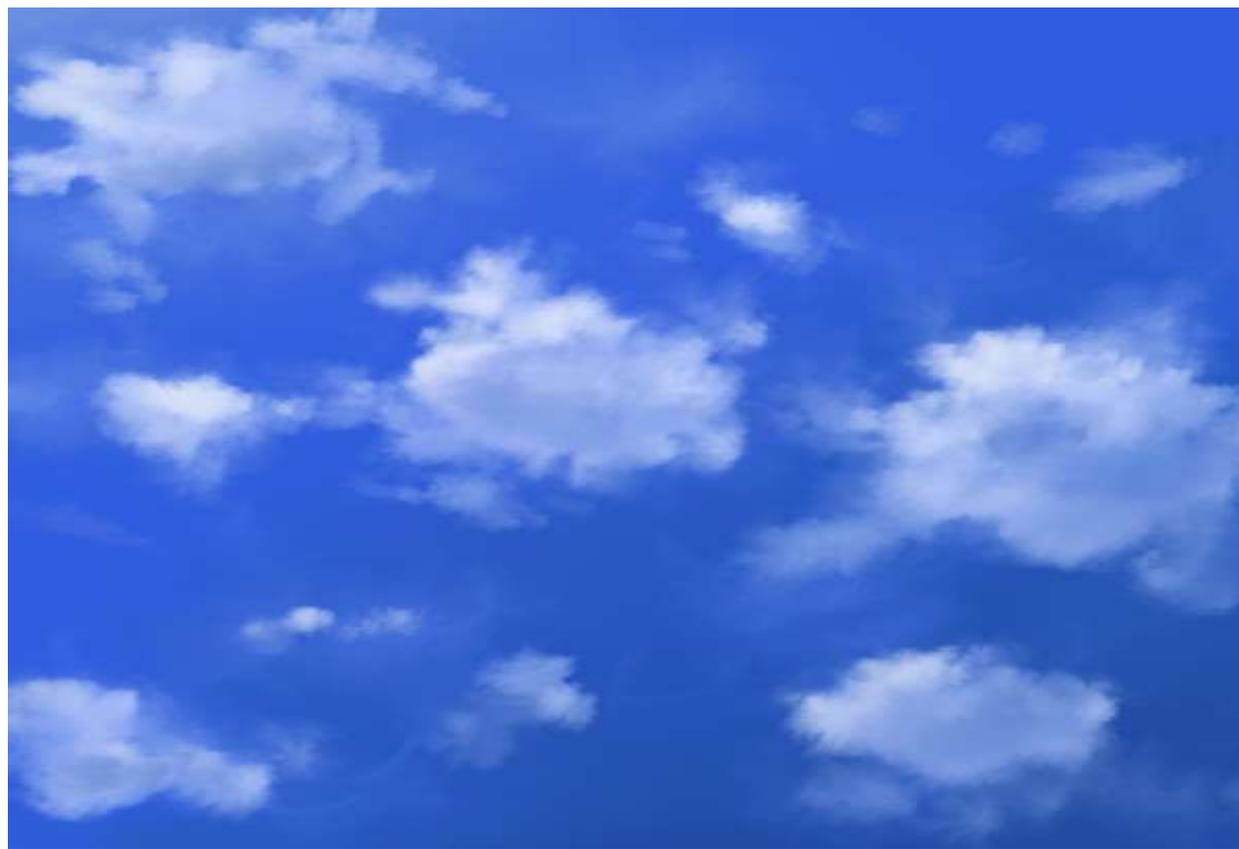
減給をきっかけに始まった争議から約4年、さらに解雇撤回を求めて地位確認訴訟を提起してから約2年。そして本年10月に和解が成立して争議が終結しました。その間、様々な行動を展開していましたが、本年4月より週一回、会社前での抗議デモを行い5月からは得意先の前で集中的な街宣を開始しました。行動に際しゼネラル支部の組合員のみならず、他の組合からも多くの方々の応援をいただき大きな励みになりました。特に6月から9月にかけては暑い時期だったにもかかわらず毎週のように足を運んで下さいました。その甲斐あって今回の和解に繋がりました。このように早期に終結したのも皆さまのご協力があったからこそと思っております。本当にありがとうございました。

【W分会 A】



猛暑のなか継続的にビラまき街宣活動を展開

今回、粘り強い団結と行動によって、W分会の労働争議が解決という大きな成果をあげることができました。関西ゼネラル支部には、複数の争議職場や争議予備軍状態の職場が存在します。決して他人事ではありません。今回の解決は、行動こそが争議を解決へと導くという確信を与えてくれるものです。全ての労働争議が解決するまで、「闘いなくして成果なし」「他人の痛みは己の痛み」を合い言葉に、今後の運動に邁進しましょう。



面白く 楽しく ためになる活動をめざす川口分会

◆川口分会って？

川口分会は、構成員 40 名でゼネラル支部のなかで最大の分会です。構成員は、多数の公然化していない組合員（匿名組合員）、退職した組合員、および分会を持たない支部役員で構成されています。そのため、職場の緊張感が比較的緩やかで、労使間の紛争の芽が育ちにくい職場環境にあると言えます。このことから、比較的ゆったりと、のびのびとした分会活動を展開できる環境にあります。

◆第 1 回分会定期大会を開催

「川口分会が動けば、ゼネラル支部全体が活性化する」という強い意気込みで日々の活動に取り組んでいます。こうした意気込みとは裏腹に、残念なことにこれまで分会大会を開催したことがありませんでした。しかし今年度は、10月25日に初めてとなる第1回分会定期大会を開催。大会では、昨年度の活動を総括し、今年度の運動方針と、それを実行に移すための執行体制を決定しました。

◆本年度の運動方針は…

川口分会の組合員は、まだ公然化していない今だからこそ、労働組合の視点を身につけ、職場を分析し、職場のあり方について主張することで、支持者・理解者を獲得していきます。いずれは自身の職場で公然化をし、分会の中心的な役割を担うことになります。

公然化すれば、会社側による「反組合キャンペーン」や不当労働行為が予想されるため、これを見越して、労働組合の有効性や不当労働行為について学習を深め、今のうちに会社の組合潰しが起きた場合でも即座に対抗できる備えをします。そのためには、「公然化に備えた活動」を最重要課題として運動を展開します。

労働組合活動や労働運動を円滑に進めるためには、広範な人間関係が不可欠です。分会員一人ひとりがコミュニケーション能力（相手の「話を聞く力」と自らの意見を伝える「話をする力」）を高めて、労働運動の場や活動を通じて出会う様々な人々との人間関係を広げ、組織のネットワークを強化していきます。

【川口分会長】

下請け業者の委託代金値上げを実現！賃上げへの突破口を開く

本年5月7日、警備会社のN. SとJ. Eで、コロナ禍以降、長期間にわたり賃金が据え置かれ、深刻な物価高騰に対応できていなかったガードマンのT氏らが立ち上がり労働組合を結成しました。

即座に団交を開催し問題が判明する

組合は直ちに会社側に団体交渉を申し入れ団体交渉を開催しました。社長は表面的には誠実な姿勢を見せていたものの、賃上げが不可能である理由を並べるばかりでした。しかし、粘り強い交渉の結果、賃上げできない根源的な問題が、下請けである警備業務の委託契約代金の価格交渉にあることが判明しました。つまり、警備業務の下請けを担う会社側が、委託元との間で価格交渉に難航し、原資の確保ができていなかったのです。

闘争の多角化と予期せぬ困難

組合は、この問題が会社の内部事情だけでは解決しないと判断し、委託契約先の一つである「(株)N管理」に直接申し入れを行ったのです。現在の社会情勢において契約代金の値上げに応じない理由を強く問いただしましたが、N管理は「会社側から値上げ要求がない」「値上げ通知に返事がない」など、責任を回避するような曖昧で疑念を抱かせる回答に終始しました。

その後、会社側との交渉で「委託代金が引き上げられれば必ず賃上げを実施する」との確認は得られましたが、事態は一向に進展しませんでした。その結果、組合員3名のうち2名が「組合に加入したにもかかわらず賃金が改善されない」という理由で組合から脱退するという、極めて厳しい局面に立たされました。

産別労組としての視点と戦略的展開

残された組合員は、この苦境に屈することなく、産別労働組合（産別労組）である連帯ユニオンとしての視点から問題解決に取り組み続けました。警備業界特有の多重請負構造、深刻な人手不足、高齢化という構造的な問題を戦略的に調査・分析。そ

の結果、直接の委託元であるN管理だけにとどまらず、警備業務の最終的な受益者である「T市場・PT」にも交渉の申し入れを行うという、新たな方針を決定しました。

この戦術が功を奏し、T市場との交渉の場にはN管理の担当者も同席することとなりました。組合側から改めて契約代金の値上げを強く申し入れたところ、その数日後、会社側から「委託料金の値上げと4月への遡及支払い」が実現したとの朗報が組合に届いたのです。

警備業界に開かれた突破口

今回の事例は、労働運動における産別労働組合の重要性を雄弁に物語っています。もしこれが一企業内組合の視点に留まっていたならば、会社の財政状況を理由に、個社レベルの解決で妥協するか、事実上「泣き寝入り」となる可能性が非常に高かったでしょう。

しかし、連帯ユニオンは、建設業界では一般的な活動である「業界全体の構造に踏み込み、委託元への価格交渉を労働組合が主体となって行う」という戦術を警備業界で初めて展開し、賃上げという明確な成果を勝ち取りました。

この成功は、残った組合員への賃上げを実現しただけでなく、警備業界における適正価格の確保と賃上げへの大きな突破口を開くものです。私たちはこの貴重な成功事例を足掛かりとして、今後も労働運動をさらに広範に展開していく必要があります。

【 B執行委員 】



～お知らせ～

第2回争議分会決起集会

6月に開催した第1回争議分会決起集会では、争議中であったK. P、S工業の各分会などから報告してもらいました。それから半年弱の間、争議職場やその取引先等を中心として、概ね週3日のペースで宣伝活動を展開し、争議解決のために力を注いできました。その結果、S工業争議とW争議では勝利的解決を勝ち取りました。一方、K. P争議は、相手側が街宣禁止の仮処分申立てを行ってきています。また、新たにK法人争議が始まっています。こうした動きを踏まえつつ、これまでの争議行動の総括と今後の方針を検討するため、第2回争議分会決起集会を開催することにしました。争議分会は当然のこと、現在は争議となっていない分会もこぞってご参加ください。

日時：12月5日（金）18時30分～20時00分

場所：大阪市北区民センター（大阪市北区扇町2丁目1-27）

第8回人権問題シンポジウム

外国人排斥の風潮が広がっている中、今の日本社会が外国籍市民の目にどのように映っているのか、お話ししていただきます。ぜひご参加ください。

日時：12月12日（金）18時30分～

場所：エル・おおさか南館72

講師：アウン ミヤツ ウインさん

1998年来日、2004年難民認定。介護、飲食などの事業を展開しながら、在日ミャンマー人の支援活動を行っておられます。

演題：「在日ミャンマー人から見た今日の日本の社会問題」

参加費：500円

川口分会忘年会にご参加を！

川口分会は最大の分会です。川口分会の活性化が関西ゼネラル支部の活性化に直結します。川口分会の方はぜひご参加を！ 川口分会でない方の参加も大歓迎です！

日時：12月13日（土）13時00分～

場所：串安亭（大阪市北区天満橋4-6-25）

参加費：実費（3,000円程度）

※参加希望者は、12月5日（金）までに担当役員にご連絡をお願いします。